長谷川議員 要望項目一覧

平成25年度11月補正分

| <u> </u> | |
|--|--|
| 要望項目 | 左 に 対 す る 対 応 方 針 等 |
| 1 『子どもの貧困問題』 ~子どもの人生戻ってこない~ | |
| その支援策について提言 | |
| (1)ひとり親家庭等応援事業における「地域の学習教育」 | 現在、県において、ひとり親家庭の子どもの学力の向上や学習への意欲を高めるために「ひとり親 |
| 事業について | 家庭学習支援モデル事業」を実施しているところである。 |
| 家庭の事情により、不安や悩み等を抱え学習に支障 | 本事業を参考にしていただき、平成26年度以降は、住民により身近な市町村においてひとり親家 |
| を来しているひとり親家庭等のこどもたちに、「貧困 | 庭に対する学習支援事業が実施されるよう、市町村とも協議をしていきたい。 |
| の連鎖を教育で絶つ」という観点から、地域で学びの | The control of the co |
| 場、安らぎの居場所を確保・提供し、安心して学習で | |
| きる環境を整えることによって、本人の自立に繋げて | |
| いくよう取組を推進していただきたい。 | |
| (2) 生活保護世帯における進学応援貸付資金の創設につ | 高校・大学等において就学する者は稼働年齢に達していることから、原則としてそれを活用する |
| いて | ことが生活保護の要件であるが、自立助長及び一般世帯等との均衡の観点からの配慮により、高校 |
| 生活保護世帯から、大学・短期大学・専修学校・各 | に就学するための費用については生活保護費(生業扶助・技能修得費)により給付することとなっ |
| 種学校に就学する方に対して生活費を貸し付けること | ている。 |
| により、本人が安心して就学し、目標の実現を図るた | 、、。。 大学等に就学する者は、すでに高等学校への就学によって得られた技能や知識(稼働能力)の活 |
| め制度の創設を図っていただきたい。 | 用を図るべきであることから、生活保護を受けながら就学することは認められておらず、出身世帯 |
| This care is the ference of | 一から除外(世帯分離)の上、奨学金等を活用して就学することとされている。 |
| | 一般世帯との均衡を考慮しても、生活保護世帯から大学等へ就学する方の就学費用や生活費につ |
| | いては、奨学金や生活福祉資金貸付制度(教育支援資金)、母子寡婦福祉資金貸付金等を利用すべ |
| | と考えており、生活保護世帯を対象とした生活費の貸付制度の創設は考えていない。 |
| | さと考えており、生活保護世帯を対象とした生活質の負的制度の創設は考えていない。 なお、平成25年4月1日の実施要領の一部改正により、高校就学中の被保護者が大学等に就学す |
| | |
| | るために必要な入学料等に充てることを目的として、保護費のやり繰りによって生じた預貯金等の保 |
| | 有を容認する取扱いが新設されたところである。 |
| (3) 孫養育の年金受給家庭に対し、児童扶養手当除外要 | 児童扶養手当法第4条の1第3項第2号の規定により、養育者が公的年金給付を受けることができ |
| 件の見直しを国に強く働きかけること エオッパがある仕界。センスアグラスでは、120mm | るときは、手当を支給しないこととされている。 |
| 両親の離婚の結果、祖父母が孫を養育する家庭が増 | 現在、厚生労働省において、公的年金等の受給者に対する児童扶養手当の支給制限措置の在り方に |
| 加している。一方、児童扶養手当は18歳未満の児童 | ついて検討が行われているところであり、県としては、この動向を注視しながら、機会をとらえて要しています。 |
| を養育する父、または母のひとり親などに支給されて | 望していきたい。 |
| おり、養育者が年金受給者の場合、手当は支給されない。 | |
| い状況にある。高齢な祖父母が年金だけで孫らを養育 | |
| するには限界があることから、児童扶養手当法の見直 | |
| しがなさなれるよう国に働きかけを行っていただきた | |

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 |
|-----------------------------|---|
| ٧٠ _° | |
| 2 小規模高齢化集落の活性化について | |
| (1) 倉吉市小泉集落の活性化及び移住者の確保について | 小泉集落については、これまでも中部総合事務所中山間地域振興チームが中心となって、住民から |
| 本年9月の補正予算において内水面ギンザケ稚魚育 | の要望聞き取りや倉吉市との調整を図ってきており、今後も新たな人材としての移住者の確保による |
| 成に係る事業が計上され、小泉集落におけるギンザケ | 小規模高齢化集落の活性化等の取組みを支援していく。 |
| 養殖事業の振興がなされ、集落の新たな地域資源とし | |
| て今後ますます集落全体の活性化に寄与するものと期 | |
| 待している。一方、県では小規模高齢化集落(いわゆ | |
| る限界集落)全体の活性化支援策として、今年度より | |
| 新たな集落の担い手となる移住者支援の取組を進めて | |
| いるが、今後、小泉集落の移住者の確保が行われ、集 | |
| 落全体の活性化に向けた取組が円滑に実施されるよ | |
| う、県と倉吉市とが一体となって事業を実施していた | |
| だきたい。 | |